

Ⅲ-1-(1) 一般的に内部の者が行う監査が内部監査で、外部の者が行う監査が外部監査である。中央会監査は監査対象（農協、全農、全共連）とは別法人であるということをもって外部監査としているが、外部の者からは、JAグループの一員であることから、やはり内部監査であるとの認識を拭えず、中央会監査の見直しが必要であると考えが見解を伺いたい。

(答)

1 農協の外部監査は、農協の出資者でありその利用者である組合員の利益の確保を目的としており、農協の業務に精通した中央会が真に組合員のための業務運営が行われているかをチェックするため財務諸表監査のみならず業務全般を監査しており、また、監査結果を指導業務に的確に反映させることにより、確実な改善を図るなど監査と指導が一体となってその機能を果たしている。

このため株主や債権者利益の確保を目的として、投資家である株主等に対して開示される経営情報等の適法性を確保するために財務諸表のチェックを行う会社等の外部監査とはその機能を異にするものである。

2 現在、貯金等合計額200億円以上及び負債合計額200億円以上の組合については、農協法第37条の2により、毎年度貸借対照表、損益計算書、事業報告等について、外部の第三者である中央会監査を受けることが義務付けられているが、本措置は、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律（平成8年法律第95号）により、信用金庫など協同組織金融機関に外部監査が導入されたことを踏まえ、同等の措置として、平成8年の農協法の改正により措置されたものである。

3 このような中央会の監査については、

① 農協法により、中央会に対し監査に係る権限（業務・財産の全般調査権）を与え、義務（理事の不正行為等の監事への報告義務）、責任（組合又は第三者に対する損害賠償責任）について会計監査人の監査と同様に規定しており、

② また、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、中央会の監査を会計監査人設置会社と同様、代表訴訟の対象とする

など、法定監査として行われるものであり、内部監査とは全く性格の異なるものと認識している。

Ⅲ-1-(2) 農協はJA組合員以外からも出資を募っており、また、保険契約を締結していることから、監査のお墨付きをJAグループ以外の者も利用している。こうした外部利用がなされる限りにおいては、監査法人監査が必要と考えるが見解を伺いたい。

(答)

- 1 農協は、組合員に対して出資を求めているが、農協法上組合員以外の者から出資を受け入れることはできず、またそのような事実もない。
- 2 農協の外部監査については、
 - ① 中央会が農協の制度や事業に精通し、監査のノウハウも蓄積されており、また指導との連携の下で中央会が有効に機能していたことから、平成8年の農協法改正により外部の第三者である中央会監査を義務付けているものであり、
 - ② また、全中監査は農協の指導と監査を一体でやってきた全中の機能に公認会計士又は監査法人との契約を義務付け、会計面での専門性を補完することにより、中央会監査と公認会計士監査の長所をあわせたしくみとなっている。
- 3 農協の事業は限られた範囲内において組合員以外の者が利用することはできるが、あくまでも付随的なものであり、出資者であり、かつ、貯金者でもある組合員の保護のために業務に精通した中央会が監査を行うことは組合員のみならず員外者にもメリットがあるものと認識している。
- 4 なお、上場会社等の監査については公認会計士又は監査法人の監査が義務付けられており、「監査法人」の監査を義務付けている制度はないと認識している。

Ⅲ-1-(3) 近年、監査法人・会計士業界は様々な会計不祥事の反省により、業界全体で監査の品質向上・管理に取り組んでおり、業界のスタンダードを充足できない中小の監査法人は解散に追い込まれている状況にある。こうした努力により担保されている監査品質とあたかも同質であると誤解される恐れのある現在の中央会監査を継続することは、外部利用がなされることからすると危険であるとも考えられるが見解を伺いたい。

(答)

- 1 監査の品質管理の重要性については認識しているところであり、中央会監査についても、企業会計審議会が定めている「監査に関する品質管理基準」(平成19年3月決算に係る財務諸表の監査から適用)と同様の「監査に関する品質管理基準」を全中が設け、平成18年12月決算期の財務諸表等監査から適用しているところである。
- 2 また、全中監査機構においては、当該品質管理基準に基づいて整備した品質管理システムが有効に機能しているか否かを監視するために、品質管理部を設け、品質管理システムの監視や監査業務の定期的な検証によって発見された不備については改善措置を求めるなど組織的に監査品質の向上、管理に取り組んでいるところである。
- 3 なお、公認会計士や監査法人については、近年不正な監査が行われた結果、刑事事件になるような会計不祥事が生じているが、中央会監査においては今までに監査の不正に係る刑事事件が発生した事例はない。

Ⅲ-1-(4) JAグループである農林中央金庫は中央会監査ではなく監査法人の監査を受けている。他方、全農及び金融機関として40兆円の総資産を有する全共連は中央会監査を受けている。農林中央金庫のみが中央会監査の対象外となっている理由を教示願いたい。

(答)

- 1 農林中央金庫の財務諸表に対する会計監査人の監査の導入は、農林中央金庫法の一部改正を含む「金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律（平成8年法律第95号）」により、他業態金融機関と同様に商法特例法の規定を準用し、従前の監事監査に代えて外部監査の導入が措置されたものである。
- 2 ここで、農林中央金庫が中央会監査の対象とされていないのは、
 - ① 中央会には、従来から、農協法上、農協・農協連合会に対する指導・監査権限が与えられているが、農林中央金庫法を設置根拠としている農林中央金庫に対する指導・権限は与えられていないこと
 - ② 農林中央金庫は、農協以外にも森林組合・漁業協同組合・土地改良区をはじめ、根拠法を異にする多様な農林水産業に関する団体を会員（出資者）としており、農協法に基づき農業者をベースとする農協や農協連合会とは性格が異なる協同組織であることからである。

Ⅲ-1-(5) 監査法人は多数のクライアントからの監査報酬が収入源となっており、収入面での集中リスクは分散されている。他方、JA全国監査機構はJAグループからの賦課金で運営されており、その収入を100%グループに依存している。今後、JAグループの一角に何か問題が発生し、JA全般に影響を与える事態が発生した場合に、グループに100%収入を依存している状況で、JA全国監査機構が組織防衛に走ることを防ぐことができるとお考えか、見解を伺いたい。

(答)

- 1 中央会が、組合に対する指導や監査等の業務を行うのに必要な財源は、多数の会員からの対価性のない賦課金で賄っている。
- 2 このため、中央会監査については、被監査法人から直接報酬を得て監査を行う会計監査人に比べ、収入面から監査を歪曲するようなおそれは少ないものと考えているが、仮に、中央会が特定の組合の求めに応じて監査を歪曲するようなことがあれば、
 - ① 行政庁の監督によりチェックが働くこと
 - ② 中央会が監査につき任務を怠ったり、監査報告書に虚偽の記載をしたりして組合に損害が発生したときは、中央会に損害賠償責任が生じること(農協法第37条の2第3項から第5項)等、制度面の牽制が働く仕組みとなっている。
- 3 また、中央会は監査とあわせて組合の指導を行っており、監査により農協経営に問題が明らかとなった場合には、問題が大きくなる前に改善指導が行われ、影響を最小限に抑えるように機能していると認識している。